

土木工事請負契約における設計変更ガイドライン

令和 2 年 4 月

東日本高速道路株式会社

契約条項対比表

この対比表は、令和2年4月に工事請負契約書の改正に伴い、①令和2年3月31日までの契約書適用工事と②令和2年4月1日以降の契約書適用工事 の条項を整理したものであり、令和元年7月のガイドラインは、令和2年3月31日までの契約書の条項に基づき記載しているため、令和2年4月1日以降の契約書を適用する工事にあつては、対比表により読み替えて運用すること。

契約条項対比表

令和2年3月31日までの契約書		令和2年4月1日以降の契約書	
第1条	総則	左記同	
第2条	関連工事の調整	左記同	
第3条	工事費構成内訳書及び工程表	左記同	
第4条	契約の保証	左記同	
第4条の2	低入札価格調査を実施した場合の契約の保証、前払金及び違約金の特例	左記同	
第5条	権利義務の譲渡等	左記同	
第6条	一括委任又は一括下請負等の禁止	左記同	
第7条	下請負人の通知	左記同	
第7条の2	下請負人の健康保険等加入義務等	左記同	
第8条	特許権等の使用	左記同	
第9条	監督員	左記同	
第10条	現場代理人及び主任技術者等	左記同	
第11条	履行報告	左記同	
第12条	工事関係者に関する措置請求	左記同	
第13条	工事材料の品質及び検査等	左記同	
第14条	監督員の立会い及び工事記録の整備等	左記同	
第15条	支給材料及び貸与品	左記同	
第16条	工事用地の確保等	左記同	
第17条	設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等	左記同	
第18条	条件変更等	左記同	
第19条	設計図書の変更	左記同	
第19条の2	工事の施工に係る受注者の提案	左記同	
第20条	工事の中止	左記同	
		第21条	著しく短い工期の禁止
第21条	受注者の請求による工期の延長	第22条	左記同
第22条	発注者の請求による工期の短縮等	第23条	発注者の請求による工期の短縮
第23条	工期の変更方法	第24条	左記同

令和2年3月31日までの契約書		令和2年4月1日以降の契約書	
第 24 条	請負代金額の変更方法	第 25 条	左記同
第 25 条	賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更	第 26 条	左記同
第 25 条の 2	評価項目未履行の場合の措置【※1】	第 26 条の 2	左記同
第 26 条	臨機の措置	第 27 条	左記同
第 26 条の 2	反社会的勢力による不当介入を受けた場合の措置	第 27 条の 2	左記同
第 26 条の 3	反社会的勢力の排除に関する誓約	第 27 条の 3	左記同
第 27 条	一般的損害	第 28 条	左記同
第 28 条	第三者に及ぼした影響	第 29 条	左記同
第 29 条	不可抗力による損害	第 30 条	左記同
第 30 条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更	第 31 条	左記同
第 31 条	検査及び引渡し	第 32 条	左記同
第 32 条	請負代金の支払い	第 33 条	左記同
第 33 条	部分使用	第 34 条	左記同
第 34 条	前金払【※2】	第 35 条	左記同
第 35 条	保証契約の変更	第 36 条	左記同
第 36 条	前払金の使用等【※2】	第 37 条	左記同
第 37 条	部分払【※3】	第 38 条	左記同
第 38 条	部分引渡し	第 39 条	左記同
第 39 条	複数年度にわたる工事の契約の特則	第 40 条	左記同
第 40 条	複数年度にわたる工事の契約の前金払の特則【※2】	第 41 条	左記同
第 41 条	複数年度にわたる工事の契約の部分払の特則【※3】	第 42 条	左記同
第 42 条	第三者による代理受領	第 43 条	左記同
第 43 条	前払金等の不払に対する工事中止	第 44 条	左記同
第 44 条	瑕疵担保	第 45 条	契約不適合責任
第 47 条	発注者の任意解除権	第 46 条	発注者の任意解除権
第 46 条	発注者の解除権	第 47 条	発注者の催告による解除権
		第 48 条	発注者の催告によらない解除権

令和2年3月31日までの契約書		令和2年4月1日以降の契約書	
		第 49 条	発注者の責めに帰すべき事由による 場合の解除の制限
第 48 条	受注者の解除権	第 50 条	受注者の催告による解除権
(第 48 条	受注者の解除権)	第 51 条	受注者の催告によらない解除権
		第 52 条	受注者の責めに帰すべき事由による 場合の解除の制限
第 49 条	解除に伴う措置	第 53 条	左記同
第 45 条	履行遅滞の場合における損害金等	第 54 条	発注者の損害賠償請求等
第 46 条の 2	契約が解除された場合等の違約金		
第 45 条の 2	談合等不正行為があった場合の違約 金等	第 54 条の 2	左記同
第 45 条の 3	履行遅滞の場合における損害金等	第 55 条	受注者の損害賠償請求等
(第 48 条	受注者の解除権)		
(第 44 条	瑕疵担保)	第 56 条	契約不適合責任期間等
第 50 条	火災保険等	第 57 条	左記同
第 51 条	賠償金等の徴収	第 58 条	左記同
第 52 条	あっせん又は調停	第 59 条	左記同
第 53 条	仲裁	第 60 条	左記同
第 54 条	情報通信の技術を利用する方法	第 61 条	左記同
第 55 条	補則	第 62 条	左記同

※1:総合評価落札方式(技術提案評価型又は工事实績評価型のみ)により落札者決定した工事に適用

※2:入札公告で前金払を有とした工事に適用

※3:入札公告で部分払を有とした工事に適用

土木工事請負契約における設計変更ガイドライン

(令和2年4月版)

令和元年 7 月 初 版
令和 2年 4月 二版(巻末資料④追加)
監 修 東日本高速道路株式会社
発 行 東日本高速道路株式会社
〒100-8979 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビルディング
TEL 03-3506-0111 (代表)

無断転載複製を禁ず

Copyright2020 East Nippon Expressway Company Limited